

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した、要介護認定を受けている80歳代の申立人らについて、自宅に帰還しても従前と同等の介護を受けることが困難な状況にあることなどから、避難継続の必要性を認め、平成24年9月以降の精神的損害が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、同損害項目についての和解金として、下記の金額の支払い義務のあること及び同損害項目以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目 X1に関する避難に伴う精神的損害 金190万0000円
期 間 平成24年9月1日から平成26年3月31日まで
- 2 損害項目 X2に関する避難に伴う精神的損害 金190万0000円
期 間 平成24年9月1日から平成26年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、合計金380万0000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成26年12月18日

（仲介委員 中井美紀）